

## 雇用保険法の改正

平成 23 年 8 月 1 日から、雇用保険法の改正により賃金日額の変更等が行われ、賃金日額、再就職手当等の給付率等が引上げとなりました。

## 賃金日額の下限額の引き上げ

基本手当の算定基礎となる「賃金日額」について、下限額が下表の通り引上げられました。

賃金日額の下限額		基本手当の日額の上限額	
変更前 (円)	変更後 (円)	変更前 (円)	変更後 (円)
2,000	2,330	1,600	1,864

## 再就職手当の給付率の引き上げ

早期に再就職した場合に支給する「再就職手当」について、給付率がさらに引上げられました。

- ・ 給付日数を 1 / 3 以上残して就職した場合  
給付率 30% (原則)      40% (現在の暫定措置)      50% (恒久化)
- ・ 給付日数を 2 / 3 以上残して就職した場合  
給付率 30% (原則)      50% (現在の暫定措置)      60% (恒久化)

## 常用就職支度手当の給付率の暫定措置の恒久化

就職困難者(障害者等)が安定した職業に就いた場合に支給する「常用就職支度手当」について、給付率の暫定的な引上げを恒久化します。

給付率 30% (原則)      40% (現在の暫定措置)      40% (恒久化)

## 賃金日額・基本手当日額の変更

年齢に応じた賃金日額、基本手当日額の上限額は、8 月 1 日付けで下表の通り引上げられました。

年 齢	賃金日額の上限額 (円)		基本手当日額の上限額 (円)	
	変更前	変更後	変更前	変更後
~ 29 歳	12,290	12,910	6,145	6,455
30 ~ 44 歳	13,650	14,340	6,825	7,170
45 ~ 59 歳	15,010	15,780	7,505	7,890
60 ~ 64 歳	14,540	15,060	6,543	6,777

例) 28 歳で賃金日額 15,000 円の方は、上限額 (12,910 円) が適用されるので、基本手当日額は 6,455 円となります。

## 就業促進手当の上限額について

再就職手当、就業手当、常用就職支度手当における基本手当日額の上限についても、下表の通り変更されました。

再就職手当 (常用就職支度手当) の上限額

年 齢	変更前 (円)	変更後 (円)
~ 59 歳	5,705	5,885
60 ~ 64 歳	4,603	4,770

就業手当の 1 日当たりの上限額

年 齢	変更前 (円)	変更後 (円)
~ 59 歳	1,711	1,765
60 ~ 64 歳	1,380	1,431